

平成 25 年 第 1 回定例会 3 月 13 日

厚生環境委員会に審査を付託されました議案三件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第十六号の平成二十四年度一般会計補正予算については、当委員会所管として総額十三億一千五百七十九千円の増額補正であります。

増額の主な内容としましては、災害拠点病院等が行う耐震化整備事業への助成を行うために必要な経費を国より受け入れ、岐阜県医療施設耐震化臨時特例基金に積み増す等による災害医療施設設備整備費二十三億七千七百万円余の増などであります。

減額の主な内容としましては、特別養護老人ホームの整備計画の変更等による老人福祉施設整備費五億九千九百八万円余の減などあります。

繰越明許費補正は、保育所の改築や大規模修繕等、児童福祉施設の整備に関する助成事業において、事業計画の確認等に不測の日数を要したことなど、六事業で八億五千五百万円余を翌年度に繰り越すものであります。

また、債務負担行為補正は、衛生専門学校校舎の改修工事に伴うものであります。

議第二十一号の平成二十四年度岐阜県地方独立行政法人資金貸付特別会計補正予算については、事業費の確定等に伴い、減額の補正を行うものであります。

議第二十二号の平成二十四年度岐阜県介護人材確保対策特別会計補正予算については、現行の修学資金貸付制度に加え、生活費用の一部を貸し付ける制度を追加することに伴い、増額の補正を行うものであります。

採決の結果、議第十六号のうち歳出予算補正中厚生環境委員会関係、繰越明許費補正中厚生環境委員会関係及び債務負担行為補正中厚生環境委員会関係、議第二十一号並びに議第二十二号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

一般会計補正予算のうち災害医療施設設備整備費に関して、県内病院の耐震化の整備状況が今回の補正予算によってどの程度改善されるかについて質疑があり、今回の補正予算による事業が全て実施できれば、現在十一カ所指定している災害拠点病院全ての耐震化が完了するとともに、二次救急医療機関の耐震化も進むとの答弁がありました。

また、介護人材確保対策特別会計補正予算に関して、介護福祉士資格取得のための修学資金貸付事業の状況について質疑があり、来年度の貸付予定について、事業の周知も十分行うことができ、目標人数に達する見込みであるとの答弁がありました。

以上、厚生環境委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

発言のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

初めに、若者に夢や希望を与え、たくましさやふるさと意識を育む施策について商工労働部長に二点、教育長に二点お尋ねさせていただきます。

岐阜県の人口は二百十万人をピークに減少を続けており、二〇四〇年には五十万人以上減少して百五十八万人になるという推計が出されております。合計特殊出生率は、人口維持に必要な二・〇七を大きく下回る一・四四である状況ですし、若者の経済基盤の脆弱化の影響や社会情勢の変化で未婚率が上昇しているのが現状であり、人口減少に歯どめをかけるのは非常に困難な状況であると思います。しかしながら、将来子供や家族を持つ可能性のある若者に対しての施策は、県行政の人口減少対策として最も力を入れるべきだと考えます。

今議会に上程されている商工労働部の平成二十五年度の基本方針は、一、産業の変革、二、地域の変革、三、企業の変革、四、市場の変革、五、人材の変革、六、雇用の変革ということ掲げ、産業の活性化や雇用の拡大、若者や女性に対する人材育成や支援を目指しています。

具体的な施策として新規事業では、女性・若者起業支援プログラムという予算額五億二千万円の事業が上程されています。また、継続の予算拡充される事業として、県内産業を支える若者の育成・確保として予算額二千万円余の事業、将来のモノづくり産業を担う若手人材の育成・確保として六百三十万円余の事業、人・地域・行政が一体となった移住定住対策の推進として七百八十万円という事業が上程されています。

このように、来年度事業で積極的に若者や女性に対しての新規事業への取り組みや継続事業に対して拡充することは、県として若者の県外への流出防止や県外からの流入促進をしようとする意思を感じます。若者や女性の雇用拡大や人口減少に歯どめをかける施策として大変に評価できる取り組みであり、効果が上がることを期待しております。

さらに、このような取り組みを推進することにより、若者のふるさと意識を高め、県内で働き、生活しようという気持ちや企業を立ち上げようという「アントレプレナー精神」が育まれるのではないかと思います。

「寄らば大樹の陰」的な発想で、県外の大手企業に就職することを目指す県内の若者の増加が雇用のミスマッチを起し、県内中小企業の人材確保の困難さや若者の就職難につながっている現状が少しでも打破できるのではないかと考えられます。

そこで、商工労働部長にお尋ねいたします。

若者が岐阜県で働くことに夢と希望を持てるようにするために、商工労働部としてどのようなお考えと方向性で、どのような施策に取り組んでいるのでしょうか。

次に、予算額一億一千七百万円余の来年度新規事業で、（仮称）総合人材チャレンジセンターによる求職者への総合支援についてお尋ねします。

この事業は、岐阜県人材チャレンジセンターとジョブステーションの機能統合により、（仮称）総合人材チャレンジセンターを新たに設立することで、若年層から中高年者を初め、障がい者、女性等、働く意欲のある求職者に対して、カウンセリングから職業紹介までの一貫した就職支援サービスを提供して生活の安定と再就職を支援するという事業目的が掲げられています。

私は、これまで若者からUターンやIターンに限らず、転職も含めて就職の相談を受けると「ジンチャレという若者専門の就職支援をしているセンターがあるから、ネットで検索して相談してみたら」と紹介してきました。若者の転職や就職に関する相談は数多くありましたが、ジンチャレを紹介したことで資格取得や就職できたという若者のお話も聞いており、大変うまく機能していたと感じております。また、県の委託事業として運営されていたジンチャレは、民間の知恵が大いに取り込まれていたのではないかと感じております。

ジンチャレとジョブステは、就職支援や職業訓練ということでは同じですが、異なる点もたくさんあります。例えば対象者について、前者は若者、後者は中高年となっていますし、また、支援内容について、ジョブステは生活支援までしています。このように見ると、両者の間では果たしてきた役割がかなり異なっているのではないかと思います。ホームページを見てもその印象は明らかに違っています。私はせっかくなまく機能しているこの二つを統合することにより、焦点がぼやけ、若者の就業支援や人口減少対策でもあるUターンやIターン施策に影響が出ることを大変に懸念します。

そこで、商工労働部長に対して二点目の質問をさせていただきます。

岐阜県人材チャレンジセンターは、若者に特化して就職支援を行ってきましたが、ジョブステーションと合併して総合人材チャレンジセンターとすることにより、若者の支援に対し影響はないのか。また、ある場合、どのように対応されていかれるのでしょうか。

次に、教育委員会の取り組みについてお伺いいたします。

県内の若者の流出を抑制するためには雇用の拡大を図るのみではなく、教育現場での若者たちの考え方を育むことも重要だと考えます。現下の不況の影響で高校生の就職希望者は増加の傾向にあると伺っています。また、普通高校においても約一割の生徒が就職される現状と、学校によっては六割程度の生徒が就職を希望している学校もあるとお聞きしております。こうした状況も踏まえて、特に高校生へのキャリア教育やふるさとである岐阜県に対する気持ちを育むことが求められているのではないのでしょうか。

来年度、教育委員会では、高校生のキャリア教育や教育改革のために二つの新規事業に取り組まれます。

一つは、県立高校におけるキャリア教育・就職指導の充実ということで六千五百三十万円余を予算として、キャリア教育アドバイザーを主に普通高校に配置して、外部リソースを活用するための研究事業と伺っております。もう一つは、高校教育の質の保証、向上のため、教育改革の推進を目指し、県立高校改革リーディングプロジェクト推進事業と名づけられた三千万円の事業が予算計上されております。

継続事業として行われる飛び出せスーパー専門高校生推進事業や高校生インターンシップ推進事業とあわせて、若者が夢や希望を育み社会人としてのたくましさや行動力、実践力が身につくような事業になってほしいと思います。

ここで企業家の友人から聞いたお話を二件紹介させていただき、私なりの教育現場での対応策をお話させていただきたいと思います。

一点目は、最近の新卒採用者は、社会人としての基本や責任感、向上心の欠乏により、初めから手とり足とり指導を行わなければならない状況で、従業員教育が難しくなった。もう少し学生時代に社会人としての礼儀や職業観を身につけてほしいという趣旨のお話でした。教育委員会としても取り組んでいるところだと思えますが、就職を希望する全ての生徒に、実践学習や職場体験の授業を受けられるようなカリキュラムを確立することで、企業に望まれる人材育成を高校教育の現場で行ってほしいと思います。

もう一点、専門高校は教員の在籍期間が長くなる傾向にあり、授業がマンネリ化しているという指摘を受けたことがあります。もっと県内企業経営者を外部講師として招いてセミナー形態の授業を推進する必要性を感じました。企業経営には、企画経営力・技術力・営業力といった能力が求められます。民間企業でそれを実践している方からそうしたお話を学生が聞くことによって、憧れや夢を描けたり、アントレプレナー精神が培われたりするのではないのでしょうか。そして、単なる講師として受け入れることにとどまらず、カリキュラムを学校とともに考えてもらえるような連携をとることが高校教育の現場の刺激にもつながるのではないのでしょうか。

御提案したような取り組みは、教育委員会が商工労働部や農政部、林政部などと連携して県内企業や事業者から協力をいただきながら推進していくことが必要だと思います。

そこで、教育長に二点質問をさせていただきます。

まず一点目は、高校生が地元で働くことに夢と希望を持ち、社会人として求められる行動力や精神力、責任感といった基礎力やたくましさを身につけるために、専門高校や就職希望者の多い普通高校に対して、どのようなキャリア教育に取り組んでいて、今後どのように発展させていこうとお考えでしょうか。

二点目として、キャリア教育推進のためには、教育委員会と商工労働部を初めとする他部局との連携が不可欠だと思いますが、現在どのような連携体制があり、今後どのような連携で取り組んでいくべきと考えておみえでしょうか。

次に、二項目の質問として、県政自民クラブが来年度の要望事項で新たに重点項目に加えた鳥獣被害対策と、それに付随した獣肉のジビエとしての利活用について農政部長にお伺いいたします。

ここで改めて御説明しますが、ジビエとは、狩猟によって食材として捕獲された野生の鳥獣を意味するフランス料理の用語です。

岐阜県内の野生鳥獣による農作物への被害額は、平成二十三年度には約三億四千万円となっています。そのほかにも家屋への侵入や交通事故の発生など、日常生活への被害も報告されています。岐阜県における平成二

十三年度の鳥獣の捕獲数は、イノシシ九千二百八十八頭、ニホンジカが六千五百五十四頭とお聞きしています。私の住んでいる各務原市においても、昨年八十頭を超えるイノシシが捕獲されていることを猟友会の方にお聞きして大変驚いています。

鳥獣被害対策を効果的に実施するには、個人単位での点的な対策ではなく、集落ぐるみで話し合いながら共通意識を持って面的な対策に取り組むことが重要です。鳥獣被害を防ぐために、県の担当部局も農政部、環境生活部、林政部など、部局横断的な施策、取り組みが必要となってくるため、平成二十三年に知事を本部長として鳥獣被害対策本部が設置されたところです。農作物被害を防ぐため、防護柵の整備を進めるほか、ふえ過ぎた有害鳥獣を減らすため、有害鳥獣捕獲や個体数調整を進めています。有害鳥獣の捕獲については、市町村と各地の猟友会の方々に委ねられており、市町村によって駆除に対する報償や委託費、日当や謝礼はばらばらであり、猟友会の皆さんの意識や考え方にも差があるのが現状です。また、猟友会員の高齢化などで駆除をしていただく方が年々減少傾向にあります。

有害鳥獣対策に関する事業は、「地域ぐるみの鳥獣対策の推進」として平成二十三年度に三億八千百万円余、二十四年度も四億九千九百万円余の事業が行われ、来年度は五億一千五百万円余の予算が上程されています。対策本部が立ち上げられているにもかかわらず、予算が増加傾向にあることが見てとれます。

有害鳥獣対策は、県が捕獲頭数の目標設定や管理をするのは難しく、単独で行えないだけに、いろいろな課題があるとは思いますが、スピーディーで有効な施策が行われ、早く本来の自然の姿に戻せることを目指してほしいと思います。

そのために、県として有害鳥獣に対して短期的なスケジュールや施策を明確に打ち出して早急に適正頭数まで減少させる必要があると思います。一方で、里山整備や森林保全などに取り組んで鳥獣が本来の居住すべき場所に戻せるような施策や減少傾向にある狩猟者の育成など、長期的な政策を明確にすることも求められていると思います。

そこで、農政部長に一点目の質問をさせていただきます。

短期的な鳥獣被害対策の施策についての目標とスケジュールはどのようになっているのでしょうか。あわせて、長期的な視点で鳥獣被害対策をどのように取り組んでいこうとしているのか、お答え願います。

次に、ジビエという観点で鳥獣を単なる駆除で埋設や焼却処理で済ませることなく、生ある命をいただくという観点から、獣肉を食肉として有効に利活用することについて御提案と質問をさせていただきます。

ジビエの活用については、近隣他県においてもいろいろな取り組みを行っているようです。三重県では、農林水産部にフードイノベーション課を設置して、県とアサヒビールとレストランが共同企画によってジビエの活用に取り組んでいるそうです。和歌山県では、「ジビエ工房紀州」という行政が運営する獣肉処理加工施設で獣肉の食肉としての活用を推進しているそうです。愛知県においては、今年に入って赤外線カメラでの遠隔操作で確実に捕獲して、獲物が暴れないことで良質な肉を得ることができる「おりべえ」というわなを民間企業と共同開発したことが報じられました。

岐阜県としても今年度までに「ぎふのジビエ消費拡大委託業務のプロポーザル募集」によって、民間との連携をしたり、国体や農業フェスティバルの会場で試食アンケートを実施するなどの消費拡大事業を行ってきたり、獣肉処理加工技術講習会を開催することで加工技術の普及と向上を図ってこられました。今後、ジビエの活用に取り組む近隣他県と情報交換や連携することで、さらに有効な活用が進むことを期待します。

私は学生時代に京都の獣肉専門店でアルバイトをした経験があり、先日、久しぶりにその店主の方とお話をさせていただきました。そのお肉屋さん、各地の信頼できる猟師さんから捕獲した獲物を一次的に処理した状態で冷凍宅配によって送っていただき、その店で食肉として加工しています。京都御所近くの町なかの店先にイノシシが横たわっている姿を初めて見たときはとても驚きました。そして、もう一つの驚きは価格です。高級料亭にも卸しているこのお店でのイノシシ肉は、高価なものは百グラム千八百円、安いものでも百グラム千円で販売されています。店主に伺ったところ、捕獲の仕方がよいこと、捕獲直後の処理がしっかり行わ

れていること、捕獲時期が十一月から二月で、獲物が太って脂がしっかりとっていること、そして経験のあるよい職人が食肉に加工することという条件が全てそろって高い価格で売れる肉になることをお聞きしました。

獣肉を販売するためには、衛生管理の法律的な障壁や十一月から二月の冬場限定の季節の制約がありますが、京都の獣肉専門店の事例を見ても、実現することは可能であると思います。そのためには、捕獲方法及び捕獲直後の処理、加工処理技術と施設の確保、販売可能になる仕組みづくりから消費拡大に至るまで、一貫した施策を行う必要があります。県が主導して市町村や民間と連携しながらその仕組みを確立し、将来的には行政が獣肉処理加工施設を設置することで、良質な獣肉を供給できるようになることを望みます。

鳥獣被害対策のための捕獲と廃棄処分で終わることなく、財として活用して収入につなげるため、獣肉を食肉として付加価値をつけるというジビエの活用をまちおこしにつなげることは、中山間地の多い岐阜県にとっては、雇用や観光資源の拡大という観点からも有効であり、部局が連携して取り組んでいただきたいと思えます。

そこで、農政部長に二点目のお伺いをいたします。

獣肉の利活用について、今までどのように取り組んでおられ、どのような課題があったのか。また、今後どのように進めていく計画なのでしょうか。

二点の質問をさせていただきましたが、いずれも部局横断的な課題と考えられますので、鳥獣被害対策本部の事務局を持つ農政部長に御答弁をお願いいたします。御清聴ありがとうございました。